

県民の皆様へのお願い（令和3年8月24日）

- ・不要不急の外出を控える
- ・大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、三重県のほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置区域への不要不急の外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合でも、会食や接待を伴った飲食をしない
- ・帰省はできるだけ控えて
既に帰省している人は、家族以外との会食を控える
- ・県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える
- ・在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を
- ・飲食・カラオケは慎重に
- ・遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ・**県立学校の夏休みは8月31日まで**
 - ※9月1日以降は状況に応じて分散登校とオンライン等を検討
 - ※小中学校については、状況に応じて適切な対応をとるように依頼
- ・学校の部活動の制限について
県外の学校との練習試合等は禁止
県内の部活動は慎重に
家族に発熱等の症状があれば、参加は控える
- ・**イベントや催物の開催は慎重に**
- ・**宿泊施設は、県外からの新規宿泊予約の受付を控える**
- ・県外への観光は自粛
- ・県内も、リフレッシュプラン2ndの利用は、新規予約を控えるとともに、できる限り延期を
- ・症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・家族に発熱があれば、出勤を控える
 - ※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を促進



- ・キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染症対策をするとともに、ゴミは持ち帰る
- ・冷房使用時でも定期的に換気するなど、基本的な感染症対策を徹底する
- ◇ ◇
- ・事業所では発熱チェック
- ・病院・福祉施設サービスは特に注意
- ・濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・医療機関は、まずコロナを疑う
- ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・職場内でもマスクの着用を徹底する

・人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただきますよう、お願いします。いかなる場合でも、不当な差別、いじめ等は決して許されません。コロナ差別相談ダイヤル：073-441-2563 FAX：073-433-4540

- ・感染拡大予防ポスターを県HPに掲載していますので、ダウンロードして御活用ください。
- ・感染拡大防止のため、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。